

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年7月2日

横浜市契約事務受任者
総務局長 池戸淳子

1 契約の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による、横浜市内施設のアルコール消毒液不足に対応するため、アルコール消毒液（75vol%）5,520リットルを購入。

2 履行（納品）場所

鶴見区役所 ほか

3 契約日

令和2年5月14日

4 履行日

令和2年5月25日

5 契約金額

16,560,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社デリス建築研究所 代表取締役 青木 俊実
横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー9階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

アルコール消毒液が市内の施設等で不足しており、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として必要量を早急に調達する必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

アルコール消毒液の調達が困難な状況にあり、市内に事業所がある事業者のうち、必要量を早期に調達可能な事業者を選定。

9 所管課

総務局地域防災課